

工事名： 国道3号 千歳橋補修工事

令和元年12月10日付け公告しました上記工事について、下記のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示を修正致します。

1. 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

| 修正箇所 | 現 行 | 修 正 後 |
|----------|---|---|
| 2 競争参加資格 | <p>(4)平成16年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる下記1)から2)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)</p> <p>ただし、1)から2)は異なる工事でよい。</p> <p>1) 橋梁の外ケーブル工法による新設もしくは補修を施工した工事であること。</p> <p>2) 現道(直轄国道)の交通規制(全面通行止めを除く)を実施した工事であること。</p> <p>但し、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。</p> | <p>(4)平成16年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる下記1)から2)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)</p> <p>ただし、1)から2)は異なる工事でよい。</p> <p>1) 橋梁の外ケーブル工法による新設もしくは補修を施工した工事であること。 (ただし、外ケーブルの緊張を実施していない工事は認めない。)</p> <p>2) 現道(直轄国道)の交通規制(全面通行止めを除く)を実施した工事であること。</p> <p>但し、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。</p> |